

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

障がい者福祉にかかる様々な取組を推進するためには、障がい者に寄り添いながら、そのニーズの積極的な把握に努め、伴走体制で支援する体制づくりが不可欠です。そのため、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の強化を図るとともに、関係機関との連携を強化し、障がい者や支援者からの「現場の声」を施策に反映させる取組を推進します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止施策に取り組めます。

1 庁内連携体制の強化

障がい者福祉にかかる取組は、障害福祉サービスの適切な提供のみならず、障がいの理解促進、周知、啓発に加え、労働、教育、保健、まちづくりなど庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の強化を図ります。

2 関係機関との連携の強化

本計画の推進に当たっては、庁内関係部署のみならず、社会福祉協議会やサービス提供事業所、民生委員児童委員や自治会、企業、保健医療機関、住民ボランティア等関係機関との連携を強化し、地域における障がい者支援体制の強化を図りながら、取組を推進します。また、医療機関や教育機関、就労関係、施設関係、市民、組織の関係者等様々な分野からの参画により構成される「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」及び「宇和島市地域自立支援協議会」において、本計画の進捗状況の報告及び障がい者福祉の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、連携しながら取組への反映に努めます。

3 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ヘルパーの訪問制限や通所サービス等の利用自粛、作業収入の減少に伴う工賃の支払いが困難になるなど、障がい者の生活にも大きな影響が及んでいます。今後は、障がい者やその家族等におけるそれらの影響の把握に努め、新しい生活様式における障害福祉サービス提供体制の在り方やリスクへの対策など、国や県の方針をはじめ、サービス提供者との連携により、感染症の拡大防止を視野に入れたきめ細かな支援に努めます。

第2章 計画の周知及び点検・評価

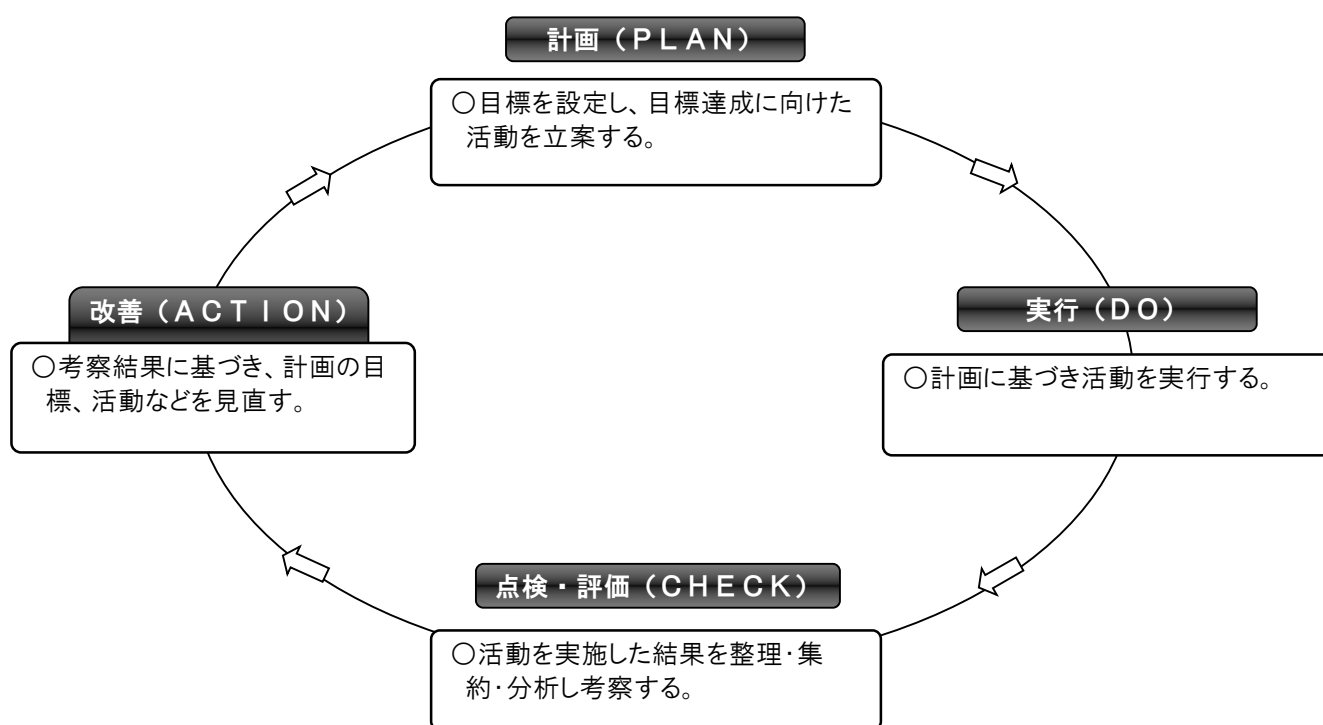
年度ごとに本計画に基づく取組の進捗状況及び障害福祉サービス等の提供状況等について検討委員会で評価を行い、効果的な事業の推進を図るとともに、必要に応じて計画の修正を行います。また、計画の内容や評価結果について広く周知に取り組みます。

1 計画の周知

本計画は、障がい者、サービス提供事業所、関係機関や関係団体等と行政との連携と協働による推進が重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表していくことで、広く周知を図ります。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。



資料編

1 宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）検討委員会委員名簿

	所属・役職等	氏名(敬称略)	区分等
1	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら管理者	青嶋 由貴	学識経験者・有識者等
2	公益財団法人正光会 地域活動支援センター柿の木施設長	内山 和志	学識経験者・有識者等
3	社会福祉法人旭川荘南愛媛療育センター 発達障がい者地域支援マネジャー	小林 正昭	学識経験者・有識者等
4	津島町みどりの会副会長	家田 充博	社会福祉関係団体等の代表者
5	宇和島市肢体障害者協会会長 (宇和島市障害者協議会副会長)	川崎 健二	社会福祉関係団体等の代表者
6	社会福祉法人八つ鹿会 八つ鹿工房施設長	桑原 秀樹	社会福祉関係団体等の代表者
7	宇和島市手をつなぐ育成会会長	谷田 典弘	社会福祉関係団体等の代表者
8	社会福祉法人はまゆう会理事長	中村 伸好	社会福祉関係団体等の代表者
9	社会福祉法人宇和島福祉協会 豊正園施設長	平野 富希子	社会福祉関係団体等の代表者
10	なんよエリア視覚障がい者協会会長 (宇和島市障害者協議会副会長)	松浦 常子	社会福祉関係団体等の代表者
11	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会 総務課長兼地域福祉課長	山本 裕子	社会福祉関係団体等の代表者
12	宇和島市保健福祉部長	伊手 博志	関係行政機関等の職員

2 宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱

平成19年2月2日
要綱第2号

(設置)

第1条 宇和島市障害者計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害者計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害者計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則（平成27年3月1日要綱第4号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第53号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日要綱第15号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 宇和島市障害福祉計画検討委員会設置要綱

平成18年4月7日
要綱第24号

(設置)

第1条 宇和島市障害福祉計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害福祉計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害福祉計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則（平成27年3月1日要綱第5号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日要綱第80号）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第54号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日要綱第13号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 策定経過

期日	項目	内容
令和2(2020)年 8月～9月	アンケート調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の実施 ・関係団体等ヒアリング調査の実施
令和2(2020)年 12月28日(月)	第1回 宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要について ・宇和島市の現状について ・アンケート調査等の結果について ・計画素案について
令和3(2021)年 1月26日(火)	第2回 宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画素案について ・パブリックコメントの実施について
令和3(2021)年 2月1日(月) ～2月17日(水)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画の計画案について
令和3(2021)年 3月1日(月)	第3回 宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画の計画案について

5 用語解説

用 語	説 明
【あ行】	
一般就労と福祉的就労	「一般就労」とは、企業などに就職し労働契約を結んで働く就労形態のこと。「福祉的就労」とは、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のこと。福祉的就労には、一般就労に向け訓練をする「就労移行支援」や施設で賃金や工賃を得ながら働く「就労継続支援（A型・B型）」などがある。
医療的ケア	鼻などから管を通し栄養剤を送る経管栄養やたんの吸引など、医師の指導の下に医療的介助を行うこと。また、医療的ケア児とは、日常生活を行う上で医療的ケアを必要とする18歳までの児童のこと。
インクルーシブ教育	「インクルーシブ」とは全てのものを包容するという意味があり、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障がいの有無にかかわらず、初等中等教育の機会が与えられることや障がいのある子どもに対する配慮が必要とされている。
【か行】	
基幹相談支援センター	障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
【さ行】	
児童福祉法	子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、全ての児童が福祉を等しく保障される権利や支援を定めた法律のこと。障がい児の福祉サービスや基本的な考え方などを定めている。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加を支援するための施策について、国及び地方公共団体の責務を規定し、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。
障害者虐待防止センター	障がい者虐待の早期発見、早期対応をするため、虐待に関する通報、届出の受理をはじめ、相談、助言などを行う機関のこと。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をいう。行政機関等や事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示をしたときは、必要で合理的な配慮を行うことを定めている。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業的自立を実現するため、就業面と生活面において一体的な相談・支援を行う施設のこと。障がい者に対しては、就業に伴う生活の相談、基礎訓練、就職に向けた支援などを、また事業主に対しては、障がい者雇用についての相談支援などを行っている。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。地域社会における共生の実現に向けて、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。
障害者相談員	障がい者やその家族に対し、生活上での様々な相談に応じ、各種サービス活用への助言や関係機関との連絡・調整を行う。
情報アクセシビリティ	「アクセシビリティ」とは利用のしやすさという意味があり、障がいの有無にかかわらず、パソコンや携帯電話などをはじめとする多様な手段によって、円滑に情報の入手ができること、又はその手段を円滑に利用できること。
身体障害者手帳	身体上の障がいのある人に対して自治体が交付する手帳。手帳には、障がいの種別や等級が表示されている。

用語	説明
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のこと。糖尿病、脂質異常症、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などが含まれる。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの等級が表示されている。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により物事の判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人などがその人の権利や財産を守る制度のこと。
【た行】	
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら、一人一人が生きがいや役割を持って活躍できる社会のこと。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する事業のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。
【な行】	
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。
【は行】	
発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがあることの総称のこと。通常低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)、チック障がい、吃音(症)などに分類される。
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去するという考え方のこと。
ピアカウンセリング	「ピア」とは仲間や同僚という意味があり、障がい者が自らの体験に基づいて、他の障がい者の悩みなどを聞く取組のこと。
ピアサポーター	「ピア」とは仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として問題の解決等を支援する活動のことを「ピアサポート」といい、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」という。
避難行動要支援者	災害発生時に、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など、避難等に支援を必要とする人のこと。
福祉避難所	障がい者支援施設や特別養護老人ホーム等、大規模な災害が発生した際に、高齢者や障がい者などが安心して避難できるように開設される避難所のこと。

用語	説明
ペアレントトレーニング	障がいがある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	「メンター」とは信頼のおける相談相手という意味があり、発達障がいの子どもの育てた親が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から同じ悩みを抱える親などに対し相談や助言を行う人のことを「ペアレントメンター」という。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように製品、環境、建物、空間などをデザインする考え方のこと。
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の一つで、話されている内容を要約し、文字にして伝えること。
【ら行】	
療育	「療」は医療・治療、「育」は教育を意味しており、障がいのある児童等に対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、社会的に自立して生活できるように支援すること。
療育手帳	知的障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの程度等が表示されている。

宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）

発行年月／令和3（2021）年3月

発 行／愛媛県宇和島市

編 集／宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

電 話（0895）49-7016

F A X（0895）24-1160

E-Mail／fukushi@city.uwajima.lg.jp
